

Title	吉本道雅著, 『中国先秦史の研究』
Sub Title	Yoshimoto Michimasa, A study on the history of pre-imperial China
Author	水野, 卓(Mizuno, Taku)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.2/3 (2007. 12) ,p.147(309)- 168(330)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20071200-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

吉本道雅著

『中国先秦史の研究』

水野 卓

一

中国古代史においては、専制国家が形成された秦漢時代とそれ以前とで時代を区分することがあり、秦漢以前は中国史上最初の統一国家である秦以前の時代というこゝとで、特に先秦時代と呼ばれるが、本書はその先秦時代を扱った内容となっている。

古代史に限らず、中国史においては研究の細分化が叫ばれて久しい。そのような状況の中で、先秦という古代史の全体像を視野に入れた本書が刊行されたことは、中国古代史のみならず、中国史全体にとつても非常に意義のあることだと思われるため、ここに筆をとつた次第である。本書の構成は以下の通り。

序論 中国先秦史研究の課題

第一部 西周期

第一章 西周期後半の周王朝―冊命金文の分析―

第二部 春秋期

上篇 中原の政治史的推移

第一章 東遷期―周王朝の東遷―

第二章 春秋前期―齊の覇権―

第三章 春秋中期―晋の覇者体制―

中篇 春秋期の社会

第一章 春秋的「國」の成立

第二章 春秋期の「國人」

第三章 春秋期の世族

下篇 辺境の王権

第一章 呉―系譜の分析―

第二章 楚―西周春秋期―

第三章 秦―戦国中期以前―

第三部 戦国期

第一章 戦国期前半の中原―覇者体制の再建―

第二章 専制国家の胎動

これら各章はすべて既発表論文であるが、本書へは改訂した部分を含んだ上で収録されており、また巻末には「参考文献」「後記」「索引」が附されている。全体の主旨および各章の簡単なまとめについては、序論に示されているが、より詳しく各章ごとの内容をまずは紹介していきたいと思う。

二

序論「中国先秦史研究の課題」では、冒頭で「中国古代、とりわけ西周・春秋・戦国期における国制の推移を通時的に解明することにある」(三頁)と、本書の研究課題が示される。この場合の「国制」とは、政治史的推移や社会集団の実態の解明という間接的な方法で明らかとなる国家および政治社会的状況を指すとするが、この

「国家」という概念をめぐる、中国古代史においては「氏族制」の理解から殷周史と秦漢史との間に分断があるため、この状況を打開する意味でも、両時代をつなぐ春秋・戦国時代の状況を解明することが重要であり、特に資料的条件から春秋期を中心に本書が構成されていることを述べる。

春秋期を歴史的に位置づけるためには、西周・春秋・戦国の通時的な理解が必要とされるわけだが、それぞれの時代の分析に際して主に用いられる金文・『春秋左氏伝』(以下『左伝』と略す)・『史記』といった資料は、各々重点とする地域が異なっており、またそれぞれの交代期を扱った資料が乏しいといった問題があるという。しかし『史記』に保存された王朝・諸侯の系譜資料はそれらの問題を克服することができ、かつそこから見出される父子相続からの安定と混乱とが、「国制」の推移に大きく関係するため、この点からの通時的な理解の必要性を改めて強調する。「国制」の推移を探るに当たっては、このような資料的偏向や他にも紀年の問題などがあるため、「政治史的推移の復元など国制研究のための基礎作業がむしろ記述の中心となる」(一一頁)とした上で、各章の概略と今後の課題とを提示する。

第一部「西周期」第一章「西周期後半の周王朝―冊命金文の分析―」では、林巳奈夫氏による金文の考古学的断代に依拠した著者自身の西周紀年の復元案に基づき、王から臣下への官職の任命を記した冊命金文から、西周期国制の一端の解明を試みる。まず冊命金文の定義として、武者章氏の分類を参考に「冊命」字のあるものに限定するとし、その書式を一〇個の項目に分けた上で、冊命金文にとって重要とされてきた「職事」の部分が実は不可欠ではないなどの資料的限界を指摘するとともに、書式で分けられた個々の項目の検討から、西周期権力機構の全般的性格を探る。

まず「職事」と「賜与」の項目を検討することで、「個別的・具体的な職事が冊命の時点でいわば任意に決定されている」（四六頁）ことや、「職事」の個々の部分を遂行するための職権を各々象徴するものとして「賜与」が行われることを見出し、「明確な職掌とそれを前提としたヒエラルヒーを示唆する『官職』という概念」（五九頁）を否定する。また、「冊命儀礼」の項目の検討から、冊命の対象とはなりえない「右者で公あるいは白・中・叔・季を称するもの」（三八頁）の身分が、内諸侯相当のもので、これらが必ずしも官職を保持してい

ないことから、官僚機構の枠外にありながら、官僚機構に対する一定の命令権を行使しえたとし、「内諸侯相当身分のものが、いわば執政団を構成し、権力機構の最上級部分を占めていた」（六一頁）ことを明らかにする。このように官僚機構が、権力機構の特定の一部に過ぎないことから、権力機構内における官僚制の要素は、少なくとも西周中期以降一貫して存在したものの、西周代において権力機構が官僚機構として貫徹されていたわけではないことを主張する。

さらに、本来、王朝は冊命を通じて王畿諸權益を受命者に再分配し、その上位の内諸侯にも官職を与えることで、官僚制的に統御しようとしたが、右者である内諸侯と受命者との間に発生する私的な主従関係からその統御は断念され、むしろ王自身が家産を構築しつつ、外服への進出によって得られた新たな權益の分配から内諸侯の従属を目指すという権力機構の変質も合わせて指摘する。

第二部「春秋期」上篇「中原の政治史的推移」では、春秋時代を前期・中期・後期に区分し、春秋中期の中原に特徴的な政治社会秩序としての覇者による諸侯の統合

である「覇者体制」について考察する。その第一章「東遷期—周王朝の東遷—」では、晋文公による覇者体制の前史としての齊桓公の覇業につながる齊の「小伯」を検討すべく、西周王朝敗滅から春秋経伝開始に至る五〇年間を指す「東遷期」の政治社会的状況を明らかにする。

まず周の東遷に関して量的に最大の伝承を持つ『国語』鄭語の記事を検討し、平王の洛陽奠都を幽王敗滅と関連づけた従来の前七七〇年ではなく、前七三八年以降に降ることを見出した上で、『竹書紀年』の記事などから、周の東遷に次の三段階を想定する。つまり幽王敗滅後の申・呂・繪・許・魯による平王擁立を第一段階、幽王敗滅後に携王・平王とともに自立していた鄭の桓公亡き後の武公が平王へ臣従したことが第二段階、その後、携王が晋文侯により殺害され、鄭が自己の勢力圏に王朝を取り込むことで、その影響力独占が示された平王による洛陽奠都を第三段階にそれぞれ規定し、この奠都を契機とした、王朝の洛陽以西の諸侯への接近志向も合わせて指摘する。

一方、この時期の諸侯の動向に目を向けると、滅国の事例の増加から中原の有力諸侯の領域拡大が見出せ、また周辺諸侯との従属関係も形成されるようになることか

ら、諸侯国間における慢性的な対立によって国人の軍事的負担が増大し、支配層の国人支配を動揺させたことで諸侯国間の同盟関係が推進されたという。そしてこのような同盟関係の統合者としての地位を指すものが齊莊公・僖公に見られる「小伯」であったと述べる。

第二章「春秋前期—齊の覇権—」では、春秋中期の晋による「覇者体制」を構造的に理解するため、その端緒である春秋前期の中原における政治史的推移、具体的に言えば、齊桓公及びそれ以前の齊僖公・襄公を指す「小伯」の構造を王朝との関係から読み解く。

まず「小伯」とされる齊僖公・襄公の時期を三期に分け、齊が中原の政情に介入する以前の第一期と、齊が中原諸侯の盟主の地位を確立する第二期の王朝と齊との関係を、両者を仲介した鄭莊公が持つ王朝の卿士と外諸侯という二つの側面に着目して分析する。前者については、卿士の職能と職貢の状況が「王朝による中原諸侯の再統合を理念的に体現したもの」(一〇八頁)であることから、王朝が齊僖公を「小伯」として認めることで、王朝↓卿士↓盟主↓諸侯という「王命」の伝達のヒエラルキーを実現し、周初「封建」秩序への回帰として位置づけられたと見る。一方、後者の側面から見ると、齊僖公の

「小伯」達成が、鄭に対する宋・衛の講和を契機に成立し、鄭の仲介による聘によって王朝の公認を得ていたことから、「鄭の利害に、より実質的に動機付けられたものであった」（一一一頁）ことが見出せ、この時期の周・鄭の対立を重ね合わせると、「斉を覇者として公認することだけが、中原再統合のための唯一の選択肢ではやはりなかったこと」（一一二頁）も指摘できるといふ。第三期は「小伯」の動揺が見られる時期で、斉が同盟内の紛争を阻止しえなくなることから、盟主と各諸侯との関係が個別的な同盟の集積に過ぎないことを見出す。またこの時期王朝は、鄭莊公亡き後、魯を仲介とした中原再統合を図り、一方で西方の秦に頼って中原の再統合を図るなどの動きを見せていたという。

次に齊桓公の時期を王朝との関係から四期に分け、まず第一期を中原諸侯がすべて斉との同盟関係に入る齊桓公の覇業達成に至る時期、第二期を斉を中心とした同盟が、従来の個別的盟の集積から一個の機構への変換を遂げる時期、第三期を戎・狄・楚といった中原外勢力の侵攻に対処した時期とそれぞれ定めた上で、この齊桓公の時期、晋の内戦が終結したことにより、斉を盟主とする中原の同盟に対して、虢・晋・鄭が王朝のもとに結集す

る「西方同盟」が成立し、これはすぐに解体したものの、中原と西方との相互不干渉が継続されていたことを指摘する。また斉が魯・宋などとともに後の襄王である王大子鄭と会した首止の会に始まる第四期では、王朝が晋と結んで斉の西方への介入を回避しようとする志向が本質的なものとなる一方、斉の側から見ると、「尋盟」という盟の更新を意味する語が見られることから、「個々の盟における契約条項が一定の普遍性・継続性を有し、それ故に更新による継続が可能になるという同盟自体の機構化ないしは体制化を示す」（一二六頁）ようになり、さらにこの同盟が淮域へ進出することで、「西方（王朝）を実質的に排除した、中原と淮域を統合する、事実上の独立勢力圏の構築を志向した」（一三一頁）ことを述べる。

第三章「春秋中期—晋の覇者体制—」では、春秋中期における晋覇の具体像を解明する。まず王朝と晋との関係について、踐土の盟により成立した晋の覇権が、「本来的には晋の伝統ともいふべき『勤王』の副産物」（一四二頁）であることを述べる。その上で、晋覇を対楚関係から四期に分け、第一期を城濮の役の勝利により西方の晋が中原諸国に対し覇権を行使する体制が構築された

時期、第二期を中原侵攻が楚により再び行われ、晋覇が最低となる時期、第三期を悼公により第一期の勢力圏がほぼ回復される時期、第四期を晋楚講和が成立したことで、もつぱら同盟国収奪の体制へと晋の覇者体制が変化する時期とそれぞれ定める。

晋の覇権が最も強くその浸透を志向したのは、その領域が王畿の一部であった鄭に対してであり、それは王朝直轄領の確保を図ることで勤王を指すとともに、淮域の財を獲得するための交通拠点の確保が目的であったという。その後、楚により淮域進出は挫折したが、晋の勤王が「異質な政治的伝統のために軍事的強制的側面に依存せざるをえなかった晋の中原制覇を理念的に正当化し、晋は同盟国の貢納という新たな、かつ確実な権益を期待しようようになった」(一四九・一五〇頁)点を見出す。

晋の覇者体制には、踐土の盟に基づく政治的秩序の維持を目的として、同盟国との協議を行う「会盟」や覇者への貢納を伴い関係維持を示す「朝聘」、覇者に対する軍役負担などの制度的側面が定められており、一方、理念的側面として、周王朝の「宗法」秩序を前提とした王朝―覇者―諸侯というヒエラルヒーがあり、それが覇者自身だけでなく同盟国側にも容認されていたことを述べ

る。

また覇者体制の成立により、同盟内平和が生まれ、領域の拡大が不可能になったことで後発分族の成長が抑えられ、既存の世族の支配体制確立が促進されたという。特に晋の国内を見ると、特定世族が同盟国と交渉を持つようになり、「晋・同盟国の関係は、国家間の一元的な関係から、双方の複数世族間に錯綜する多元的な関係へと変質していった」(一六二頁)が、晋の軍事的退潮に伴い各同盟国の世族支配体制は動揺し始め、中原においては国君や世族宗主を頂点とする新たな統治機構が構築されるものの、「春秋期の晋による覇者体制は、個々の諸侯国をより高い次元において統轄する支配モデルであり続けた」(一六七頁)ことを指摘する。

第二部中篇「春秋期の社会」第一章「春秋的『國』の成立」では、春秋期の「國人」を検討するにあたり、『左伝』の「國」についての考察を行う。まず前漢初年の抄写を契機とする避諱の問題から、『左伝』も劉邦の『邦』に対する避諱が施されており、「現行本『左伝』の『國』には『邦』であったものが混在していること」(一九四頁)を見出す。そして避諱が認められず、かつ

「邦」と「國」との区別を明示する最古の文献『周礼』では、「國」が王城で、「邦」が王の全直轄領域を指すことから、『左伝』の「國」が「邦」であった可能性もあるが、基本的に諸侯の都城であるとする。また西周金文では、「或」が「國」の初文として「邦」を包括する広域を指しており、『詩』の段階になると、「邦國」という「諸侯国の都城を中心に『郊』、さらにその外側を含む一定の領域を指す」(二〇〇頁)語が見られるようになるという。ここから西周後期から春秋前期にかけて、「或」と呼ばれる大領域から、「邦國」という小領域を経て、都城としての「國」に至るといふ、「國」の縮小が認められ、それに伴い都城に兵員が集中されたことにより、大規模な軍事力を運用できるようになるため、都城による領域支配の安定化が起こるとし、この状況こそが春秋の「國」及び「國人」の成立であると指摘する。

第二章「春秋期の『國人』」では、春秋期の社会を問題にする上で、『左伝』に見える社会史的語彙を可能な限り正確に把握する必要があるという問題意識のもと、その一つとして「國人」を取り上げ、その身分的内容や軍事上の役割と経済的基盤、さらには世族との間に成立する人的結合関係の具体像を解明する。

まず『左伝』に見える「(国号)人」を取り上げ、これを他国を意識した表現とし、その身分としては諸侯から士までを含むが、政策決定の際には世族を、戦争についての記述の場合には兵員となりうる士以上が具体的内容であることを見出す。一方、「國人」については、身分的には卿から士までを含むが、卿・大夫と区別された場合には士を、世族と区別された場合には士及び大夫下層も含むものであるとする。ただし、どちらも都城としての「國」の成員であることを指摘した上で、増淵龍夫氏の「國人を士・工・商と等置し、『卿・大夫』と國人の関係およびその変質過程を春秋期の歴史的推移の軸に置く」(二二〇頁)という説に対して、「國人」には大夫の下層あるいは世族を含む場合があることから、その分析には、個々の記述における具体的な身分的内容を考慮する必要があると述べる。

次に「國人」の存在形態について、「蒐」と呼ばれる軍事演習の時期の検討から、農事に従事する庶人が、原則的に兵役の対象外であったこと、また『左伝』の「卒」の身分が士以上の兵員一般、つまり戦車兵を意識した言葉であることから、春秋期の兵役が戦時の「國人」の内容である士以上によって担われていたことを見

出し、経済的基盤として「國」外に邑・田を持つ、いわゆる「領主」としての性格を有していた「國人」が身分的な兵役負担者であるとともに、諸侯国の動員対象が、原則的に「國人」に限定されていたことを明らかにする。

また国君・世族と「國人」との人的結合関係についても、祭祀・軍事といった公共的課題を媒介とする制度化された側面以外に、「党」「徒」と呼ばれる集団の人的結合間の検討を通して、官制上・軍制上の統属関係からの派生を契機として形成される、「個別具体的な契機に基づく私的な人的結合関係を成立させる可能性を、当時の社会が不断に内包していたこと」(二四一頁)を指摘する。つまり、増淵氏の指摘するような、春秋期の私的な人的結合関係というものは、「当事者の族的秩序を前提としたいわゆる共同体的関係を克服した結果成立する歴史により新しい関係とは必ずしもいいがた」(二四九頁)く、その新しい関係によつて国君・世族と結ばれる家臣を「戦国期以降の家産官僚の祖型とする理解は、人的結合関係に関しては、春秋・戦国の間に画期を見出すことを困難にしてしまう」(二四九頁)と述べ、家臣のあり方としては人格的媒介を排除したものがより新しいと主張する。

第三章「春秋期の世族」では、各諸侯国内部における世族の政治社会史的機能を政治史的推移に位置づけて解明する。東遷期から春秋初期にかけて、諸侯国による領域の拡大に伴い、与えられた邑田を経済的基盤とし、かつ国君との関係も緊密であった家系が出現して、「春秋前期に集中的に認められた公位継承の無秩序化」(二六一頁)がもたらされたことにより、国君交代に伴う政權担当者が排除されることで有力家系が淘汰され、生き残った特定の家系による卿位の世襲的独占が行われて世族支配体制が形成されるという。

春秋中期になると、晋の覇者体制の成立により、中原諸国の領域拡大が停止し、新たな邑田の賜与の可能性がなくなるため、後発家系の世族化が不可能となる一方、統治機構における複数世族の卿位独占世襲によつて公位継承の基本的安定は達成され、中原諸侯国における世族支配体制が完成するという。また「國」の統治機構としては、世族の存在による連続性ととともに、国君の地位の非人格化・機関化を意味する公権性も不可欠の要件になるが、卿の権能が、本質的にその卿としての身分に由来し、それが世襲されることから、「世族支配体制における『國』の統治機構は、個々の世族に分割された権能

「權益の複合体に化しつつあった」（二六九頁）ことを指摘する。

晋の軍事力により維持された世族支配体制は、晋楚講和が成立したところからその動揺が各国で認められるようになり、国君が家臣団を形成し、国君専権による統治機構の一元化が試みられるが、これを可能にしたのは、宗主と家臣団との非人格化した主従関係に伴う主君の権力の公権化や世族の恣意を抑制した国人の解体、邑支配が数量的に増大・広域化した場合の人的要素の払拭などにより、専権の公権性が高められるという政治社会的環境の変化であったという。

第二部下篇「辺境の王権」では、先秦期の総合的な理解のために、中原以外の地域、つまり辺境の王権の当該時期における推移を分析する。第一章「呉―系譜の分析―」では、その一つとして呉を取り上げ、系譜を分析してその後代的な作為を見出す。

呉は寿夢時代以降、中原諸国と会盟あるいは通婚をしており、その開祖を明示する必要があったため、周王朝との関係の強調から、周太王の長子太伯をその開祖とする系譜が呉自身により伝承されたという。しかし実際に

は太伯は開祖ではなく、『左伝』の記事に太伯・虞仲兄弟を虞の開祖とする言説が見られることから、虞を征服した晋にその言説が伝承され、その後の晋呉交渉の結果、呉の開国説話として流用されたことを見出す。また、呉・晋の系譜の世代数の比較から、呉系譜の創作時期を、呉の寿夢・晋の景公の治世に重なりと指摘する。なお太伯・虞仲説話が流用される以前の呉系譜は、楚の伯霜から季徇に至る四兄弟の説話に基づくもので、本来の兄弟相続を父子相続に改めるなどの系譜改変を経て、楚の勢力が長江下流域に及んだところに採用されたという。このような呉系譜作成の背景には、当初は長江流域最強であった楚の分族を自称するため楚熊巖四子の説話を流用したが、中原との同質、楚との異質を主張するため、太伯の後裔を自称するようになったという、いわば呉の対外的な自己認識の変化が示されていると述べる。

なお、呉など長江流域諸国を蛮族視する点については、『春秋』に呉子として王号を否定する記載があることから認められるが、実際には王号を称していたことが金文からも確認でき、このような『春秋』の華夷観念は、『春秋』の編纂時期に重なる前五世紀後半の楚・越の北上に伴う、魯の危機感に支えられたものであるとの推測

も提示する。

第二章「楚—西周春秋期—」では、同じく辺境の王権として、「春秋期の楚の政権構造の推移を再確認した上で、楚の世族、さらには楚の政治史の中原との共通性・独自性などの問題を具体的に検討していく」(三二二頁)。

まず、楚の建国に関する谷口満氏の熊罥以前を「説話的祖先」、若敖以後を「史実的祖先」とする見解に対し、金文資料である楚公逆・楚公冡の検討から熊罥の存在を確認した上で、「説話的祖先」の再検討として『史記』楚世家系譜の鬻熊以下を分析対象とし、そこに用いられた資料の性格と、周王朝との対照を用いて示される楚王の年代観の由来とを検討する。系譜に見える楚王のうち、西周部分に重なる鬻熊・熊繹・熊渠・熊霜兄弟などの記述はいずれも戦国中後期以降の成立で、しかもこれらは「系譜資料に対する他の材料およびその解釈の附加」(三二二頁)であり、その年代観は、「先行資料に対する楚世家の解釈を示すに過ぎない」(三二二頁)ものであることを明らかにする。また『史記』が取材した系譜資料も熊繹を初封の君とする説の成立を契機として改変されており、その説が楚靈王の発言であること、また周王と楚王との世代あたりの平均年数の比較から、「靈王のこ

ろ、楚が中原諸侯と同様に周初に封建され、従って中原の覇者となる資格をもつことを主張するため創作された言説である」(三二六頁)と考える。さらに、楚武王の称王も、若敖氏・蔣氏に対する楚王の優越を確定するための、靈王による創作に由来した楚世家編纂段階における作文の可能性があるという。

次に、系譜の熊罥以下の楚王の年数を修正し、楚の政権構造の推移を説明する。楚の成長を中原有力諸侯国が成長した東遷期・春秋初期に当たることを確認した上で、この時期、領域拡大によって邑田を獲得した鬬氏・蔣氏・屈氏といった家系が、武王・文王のもとで世族化していき、成王期には、鬬氏・成氏を含む若敖氏の政権独占が最も徹底するが、城濮の敗戦以後、若敖氏は没落し、穆王期になると旧世族以外の大夫層や公子層が台頭してくるといふ。そして共王期以降、穆族・莊族・共族といった国君分族の第一世代である公子層が突出して政権を担うようになり、郟敖から君位を篡奪した靈王とそれに続く平王は、国君専権を目指して既存の政治的基盤を欠く公子や外国人、さらには国君分族などを用い、恵王期以降、平族・昭族といった国君分族が世族化していくといふ。

つまり、春秋楚の政権には、武王期における旧世族萌芽から若敖氏専権、さらには若敖氏の単独政権が樹立されたあと、旧世族や公子層が政権を担い、その後、平族や昭族といった国君分族による世族化という推移が認められるという。特に、若敖氏に見られるような複數家系を内包した世族家系が、統治機構の最上級部分である政治的地位の独占世襲を要件とせずに存続していたことが、楚の世族支配体制の特徴であると指摘する。

第三章「秦―戦国中期以前―」では、戦国中期以前の秦史研究が不十分であることから、建国から戦国中期に至る秦史の通時的理解を目指す。秦系譜の西周部分の作為性を考慮して、史料状況から三期に時代区分をしてみると、秦における父子相続の安定と混乱の状況が中原との共時性を有することから、中原と秦とが政治史的推移の本質的な等質性を持つものと仮定して検討を進める。秦史は非子以前の伝説時代と非子の子とされる秦侯以降の歴史時代とに二分されており、前者については、秦と趙の祖を兄弟とする、いわゆる趙世家の秦趙同祖説を考察し、それぞれの由来する資料が異なることを見出した上で、趙における創唱であることを指摘する。また秦本紀の非子初封説話が、大略を貴種視することについては、

大略を西戎の崇拜を集めた「酈山之女」の後裔とすることで、西戎を制圧することの正当性を秦に付与するものであったと述べる。なお秦の祖先が西戎に属することから、秦と中原との異質性を強調する論もあり、好並隆司氏や侯外廬氏の議論に基づく太田幸男氏の論にも言及するが、いずれも成り立ちがたいとする。さらに、秦本紀に見える周の太史儋の讖言を、周と秦との世代数の比較から検討して系譜の改変を見出し、秦の初封への厲王の関与を湮滅するために、恵文王が称王に先立って非子・孝王の同時代性を捏造したことを明らかにする。

東遷期から春秋前期における莊公・襄公・文公・憲公（秦本紀・十二諸侯年表では寧公）の時代は秦が拡大していく時期にあたり、特に憲公死後、父子相続に基づく公位継承を支えたのが、政治社会的地位を「族」内に保有して世襲する「大庶長」という存在を頂点に構築された統治機構であり、このような族の成長が領域の発展期に重なっていることから、大庶長らを中原に見える国君分族と想定し、秦においても中原と同様の世族支配体制が形成されていたと見る。

春秋中後期については、まず穆公以降、父子相続が続いていたのは特定家系の世族化が達成されていたこと

によると考え、林劍鳴氏のような世族不在論も史料解釈と理論構成それぞれの点から批判しつつ、秦についても同姓を主流とする世族化を想定すべきであると主張する。また穆公以前に秦の領域拡大が基本的に停止していたため、後発分族が世族化しえず、特定家系が世族化したことで世族支配体制の安定がもたらされたと見る。穆公期以降も、秦公鐘・景公段および出子鐘・罇の記述が、「前六世紀前半における、領地と家臣を保有する大夫層の広汎な存在を示唆し、穆公期における特定家系世族化とその春秋期における継続という想定を傍証するもの」(四〇七頁)であることを確認し、特定家系による世族化が継続していたことを述べる。

戦国前期になると、厲共公期では領域拡大の再開を志向したが、これは邑田不足に基づく世族支配体制の矛盾を示すもので、次代の躁公以後の公位継承における混乱やこの時期の秦の軍事的退潮からも、そのことがうかがえるという。その後、懷公・簡公は対外的危機の深刻さから国君専権を図り、それ以降、国君との関係を結ぶことで一定の社会的地位を獲得する「吏」を支配層に編入するという、統治機構の官僚制の端緒を開く国君専権の制度化が進行したとする。

このような秦における世族の消長を中原と比較すると、両者は本質的な等質性を持つていたことが確認できるものであり、従来無前提に想定されてきた中原と秦との相違というものは、前六世紀後半以降によりやく見出され、かつ秦が全中原的政治秩序である晋覇から排除されていたことに由来するものであるとはいえ、この「本質的な等質性を前提とする程度以上の差違を出るものではない」(四一八頁)ことを指摘する。

第三部「戦国期」第一章「戦国期前半の中原―覇者体制の再建―」では、著者が復元した戦国紀年に基づき、覇者体制の解体過程に重なる前五・四世紀のおよそ二百年間の政治史的推移を晋・三晋の動向に焦点を当てて確認し、それに秦の動向を関連づけて理解しようとする。春秋後期は、この時代を三期に区分した場合、後二期に呉越のいわゆる覇業の影響が見られるが、これを泗水以東に限定されたものとして退け、前五〇六年の召陵の会・皐鼬の盟以降解体した覇者体制の再建をめぐる起こった晋斉対立が政治史の基調をなしていたとする。この時期、覇者体制による各国の領域拡大の停止から、世族と各階層との間に矛盾が起こり、その打開のために滅

国や邑田をめぐる紛争が再開されるが、ここに覇者体制の解体が象徴的に示されているという。また晋楚講和後、覇者体制の再建を目指しながらも、世族宗主の利害に動機づけられた晋の国策の二方向である中原制覇と戎狄征服とが、趙氏・中行氏によって行われ、特に趙鞅から正卿を交代した知伯が目指した鄭・秦・戎狄の三方面への進出は、戦国期における三晋の発展方向に重なるものであると指摘する。

戦国前期に、知伯から代わって正卿となった趙襄子の時期は、晋とともに斉の活動も消極的であったが、その後、魏文侯が正卿になると、同盟国からの物流の回復を目指して中原進出が再開されるとともに、魏・趙・韓がそれぞれ秦・斉・楚との戦争を起し、魏武侯の頃、晋が王朝を戴いて中原を統率し、秦・斉・楚が取り囲むという、以前の覇者体制の政治地理的な構図が回復されたという。晋の統治機構自体も、支配体制の中心であった世族が、「自」の權益を排他的に追求する（四六四頁）性格を持つようになっていたが、それでも魏・趙・韓が晋として一体化することにより、覇者体制の頂点をなす王朝—晋侯—世族のヒエラルヒーを再建できたという。しかし趙・韓が対立することで、晋が中原諸侯を庇護し、

中原外と対峙するという覇者体制そのものの理念的な正統性が形骸化してしまい、魏の軍事力にもっぱら依存する存在に転化しつつあった点を指摘する。

戦国中期、魏の恵王の時代になると、桂陵の戦いの前後において、魏は全中国諸侯との交戦状態となるが、外交により講和を達成し、「十二諸侯」を率いて天子（周王朝）に朝するという形の覇者体制を志向したという。しかし魏の覇者体制の再建は、趙・韓・斉が王朝を介して秦を覇者に奉ずるといふ形の覇者体制の志向により魏に対抗したため挫折し、代わりに称王によって周王朝に代わる新たな王朝の樹立を志向したが、これも結局、馬陵の戦いで敗北し、魏の覇権は最終的に喪失したという。その後、斉は徐州の会で魏と相互に王号を承認することで、周王朝の権威および周により認証された秦の覇権をも否定したが、秦の称王をきっかけとして各国が称王したため、斉は周王が「天子」であることを再確認するとともに、周王朝を戴く秩序を改めて追求したという。ここに晋の覇者体制の概念が、秦に引き続き、斉によっても継承されたとみるが、この状況も長くは続かず、魏趙韓燕中山による「五国相王」によって三晋が連合したものの、独自に中原を制圧する力はなく、晋が中原を率い

て中原外と対峙するという構図が最終的に解体したことを述べる。

第二章「専制国家の胎動」では、戦国後期から専制国家の成立に至る今後の展望を述べる。戦国中期、斉の覇権構想を最後に覇者体制による政治社会秩序が終焉を迎え、秦齊楚同盟などの「新しい形態の多国間関係」(三五頁)が出現したが、周のような至高の権威や覇者のような圧倒的な軍事力といった明確な中核が存在しなかったため、各国間で軍事的均衡が生み出され、「諸侯を軍事的に消滅させてしまわない限り、全中国に普遍的な秩序は構築しえないことが明らかになった」(五三六頁)ことを指摘する。この時代、覇者体制に代わる新たな秩序として、縦横家による外交政策も生まれたが、普遍的原則や長期的展望を欠いたものであったため、「変法」に基づいた軍事力に結実する国力の急速な増強が要請されたという。

統治機構としては、戦国前中期までに世族支配体制から脱して、国君・世族宗主による同姓分族の存在を不可欠の要件とした専権が成立し、戦国後期には統治機構の官僚制的編成が急速に進んだことも指摘する。さらに孟子の頃を起点として、次第に統治機構の非人格化・官僚

制化が進行し、「統治機構の官僚制的編成が、同姓分族を排除した王権安定を可能ならしめたのである」(五四四頁)という展望を示す。

三

本書の最大の特徴は、その通時的な分析にある。序論でも述べられているように、国制研究のための基礎作業として先秦期の政治史的推移が復元されているわけだが、近年古代史の分野でこれほど広い視点から政治史を中心として体系的にまとめられた研究は見当たらないと思われる。特に第三部第一章に示された春秋後期から戦国中期に至る歴史は、この時期の主な史料が『史記』の本紀・世家という各国別の記述に頼らざるを得ないため、一国の歴史的推移は復元できても、各国間の関係といった全域を包括した歴史は再現しにくい。にもかかわらず、著者は見事にこの時期の政治史的推移を復元しており、この箇所を読むだけで春秋から戦国への流れが理解できてしまうほど、通時的な分析が施されているのである。

また春秋期についても、編年性があり、内容が豊富な『左伝』という史料のおかげで比較的歴史の流れがつかみやすい反面、編年史であるがゆえに国ごとの記述は断

統的となつてしまつたため、春秋期の全域を見渡した歴史的推移を復元するにはやはり困難が伴う。しかし著者はここに晋による「覇者体制」という視点を設定することで、春秋期の全域に及ぶ歴史の流れを構築し、かつ戦国期との連続的な分析を可能ならしめたのであり、この点は大きな成果であると言えよう。さらにその「覇者体制」という視点によつて、当時の統治機構であつた世族支配体制や、その後の国君専権の構造、あるいは辺境の王権である呉・楚・秦の政治史的推移や統治機構が解明されるなど、著者の設定した「覇者体制」という視点が、いかに「先秦史」の理解に有益であるかがわかるのである。

このような「覇者体制」という視点に基づく通時的な分析もさることながら、やはり特筆すべきは「先秦史」をまとめあげた点にあると思われる。専制国家としての秦漢に先んずる時代ということで、研究史上、先秦という言葉自体は存在していたが、以下に述べる様々な困難から「先秦史」を語ることは難しく、どうしても西周史・春秋史・戦国史などといった「先秦史」の中の特定の時代を研究の中心に据えてこれまで分析されてきた感は否めない。しかし本書は、いわゆる「先秦史」という

ものを体系的に一冊としてまとめあげており、非常に価値ある研究となつていのである。

「先秦史」を通時的に分析する上での様々な困難とは、著者も序論で少し指摘しているように、基本的に資料に関わるものだが、ここでそれらを大きく二つに分けて紹介し、いかに著者がそれらを克服しているかを述べてみたい。一つ目は、「先秦史」の中の殷周代を分析する場合、その資料となる甲骨文・金文の解釈には特殊な技術が必要とされることである。つまり、文字学など甲骨文・金文解釈に必要な技術を習得した上で殷周史を検討し、かつ文献を丹念に読み解いて春秋・戦国の歴史を分析していくという同時並行は困難を極めるものなのであるが、本書の構成を見てもわかるように、文献史料から分析した論文が中心となる中で、西周期に関しては金文をもとにした検討から一つの章としてまとめあげられており、しかもその冊命金文に関する分析は非常に詳細である。また春秋・戦国期の部分についても、基本的に文献を用いながら、金文を取り上げる箇所が管見の限り二〇箇所以上あり、特に楚の建国に関して、それまでの説を春秋金文によつて覆し、「春秋史研究においては春秋金文の資料的価値が十分には認知されていなかった」

(三二六頁) と指摘する点などは、まさに著者が文献史料とともに金文にも精通していることを示すものであると言えよう。

二つ目は文献史料の性格に関わる問題である。例えば第二部下編第三章で秦史を検討した際に、「春秋期は『左伝』に基づく中原のイメージで語られ、戦国期は『史記』に基づく秦のイメージで語られることが一般的なのである」(三七二頁)と述べるように、時代によって依拠される文献史料は、その対象とする地域が異っており、かつ史料内に後代の作為が含まれている可能性があるため、これらが通時的な理解を困難としているのである。しかし前者については、地域性にあまり影響のない王朝・諸侯の系譜資料を用いることで、公位継承の安定・混乱を見出し、それを政治史的推移や統治機構に関係させることでその克服を図っている。後者についても、例えば呉・楚・秦の系譜を検討した際に行ったような徹底的な史料批判や「無論、『左伝』の言説は後代的な潤色を容易に被りうるので、無批判に同時代的記録として扱うことはできないが、遅くとも戦国中期における、すなわち、春秋期の状況に対する現在では最古の認識には相違なく、個別具体的な反証がない限りは、少なくとも

一般的状況を伝承する材料として尊重されなければならない」(二九二頁)とあるような、自らの分析に基づく史料に対する見解を各所に提示することで、その克服に努めている。

また通時的理解に欠かせない紀年の問題についても、「吉本二〇〇四bにおいて、林氏の青銅器断代に依拠しつつ、西周紀年復元の方法とそれに基づく復元案とを提示した」(二三三頁)、「吉本一九九六において、『史記』における原資料の多様性と編纂の重層性を解明し、それを踏まえた上で、吉本一九九八dにおいて戦国紀年の復元を行った」(四三三頁)と述べるように、著者は自ら先秦の通時的な解明に不可欠な複数の紀年の復元をすでに行っているのである。これらを見る限り、いかに著者が通時的な分析をするに当たり、その基礎となる資料に対して様々な配慮を行っているかがわかるであろう。

なお資料に関わる困難ということでは、古代史につきまとう資料不足という問題についても、『論語』・『荀子』・『韓非子』・『墨子』・『孫子』・『孟子』などに含まれる歴史的事象に関する記事を政治史的推移に組み込んだり、斉と晋による覇者体制の確立や、呉・楚・秦の領域拡大を検討する際、また戦国期における晋の進出方

向を確認する際には、第二部上篇の各章末・第二部下篇の末尾・第三部第一章の末尾に提示された地図からもわかるように、地理的なルートからも検討を加えるなどして論の裏づけを行っており、いかに著者が様々な視点から、通史を構成しようとしているかがうかがわれるのである。

以上、本書に示された「先秦史」の通時的理解が、非常に困難を極めるもので、それを克服して分析した著者の研究がいかに価値のあるものかが理解されたかと思う。その題名と内容から、本書には古代中国を敷衍するスケールの大きな研究という評価が与えられることは予想されるが、同時に体系的な通時的理解を実現させた、本書を支える基礎作業の部分も、それ以上に評価すべき点なのである。

四

本書は国制研究のための政治史的推移の復元を中心として、西周・春秋・戦国の通時的理解を目指したものであるが、通時的な分析に重点を置いたためか、いくつか細かい部分で気になる点も見られる。以下、大きく分けて三点ほど挙げてみたい。

一点目は、史料の引用に関してである。本書では史料の引用に際し、書き下し文ではなく、原文そのものが示されている。これは著者個人の史料引用に対するスタンスに関わることであるため、その点を指摘するつもりはないが、一方で、著者がその史料をどう解釈したかが読み取れないことから、疑問に思う部分も出てくる。例えば、第二部下篇第一章第一節で、「昭公の治世は、餘昧（前五四二〜前五二七）・僚（前五二六〜前五一一）から闔廬に重なる。『春秋』哀十一（前四八三）『夏五月甲辰、孟子卒』に対する『左伝』夏五月、昭夫人孟子卒、昭公娶于呉、故不書姓、死不赴、故不称夫人、不反哭、故不言葬小君、孔子与弔、適季氏、季氏不綽、放絰而拜、に対応する」（二九一頁）と述べる点について、確かに魯の昭公と呉の君主の在位年とを比較すれば指摘の通りであるが、この記事からは、魯の昭公が呉から夫人を娶ったことがわかるだけで、昭公の治世と呉の君主との対応までは読み取れないであろう。

また同章第二節では虞について、『左伝』大伯・虞仲、大王之昭也、大伯不従、是以不嗣、虢仲・虢叔、王季之穆也、為文王卿士也、勲在王室、藏於盟府、は、太王の子である太（大）伯・虞仲兄弟が周の公位継承を放棄出

奔し、虞の開祖となったことを明示する」(二九四・二九五頁)と述べるが、この記事からわかるのは、あくまで「太(大)伯・虞仲兄弟が周の公位継承を放棄出奔」したことであり、「虞の開祖となったこと」まで明示されているとは言えないのではなからうか。

さらに第二部下篇の第二章第一節で、『新書』脩政語の記述から、鬻熊が文王と成王と同時代であるとして、「楚世家は、『周文王之時、季連之苗裔曰鬻熊、鬻熊子事文王、蚤卒』と、鬻熊が文王の時に卒したとする。大幅な変更といわざるをえない」(三一八頁)と述べ、『史記』の記述に疑問をはさむ。しかし、この『史記』楚世家の記事を虚心に読めば、鬻熊の子が文王の時代に亡くなったことが示されているだけであり、鬻熊自身が文王時代に亡くなったかどうかまでは、少なくともこの文章からは読み取れないのである。

なお第三部第一章第二節で、「武侯はかつての覇者体制に匹敵する勢力圏をほぼ回復し、前三八九年には斉とも講和し、ついで田世家に『使使言周天子及諸侯、請立斉相田和為諸侯』とあるように、田氏の諸侯公認を斡旋し、前三八六年には田和が諸侯として公認された」(四六六頁)と述べる点について、この田世家の引用部分は

実際には「魏文侯乃使使言周天子及諸侯」であり、魏武侯ではなく文侯の事績であろう。

このように、著者が指摘していること自体は妥当かもしれないが、その根拠として挙げられた史料との対応のずれはやや気になるところである。

二点目は、著者の論証や先行研究に対する解釈についての疑問である。第二部上篇の第一章第四節で、「その領域拡大は、春秋前期の諸侯間関係の基本的な規定要因であった」(八八頁)とし、『春秋経』の『滅』の用例のうち、楚・呉・越や戎狄が関与するものを除くと一〇例を得るが、うち春秋前期五例・中後期五例で、前期には一八年に一例、中後期には三三年に一例となり、初期には中後期の二倍近い頻度で滅国が行われていたことがわかる」(八九頁)と滅国の事例から春秋前期における領域拡大の状況を立証する。確かに三三年に一例と一八年に一例という頻度の比較から見れば、初期の滅国が多いいことはわかるが、全体数が一〇例での比較であるため、数的にやや心もとない感じを受ける。ただし、氏は続けて、『滅』の表現を採らないものの、事実上の滅国となる事例を加えると、前期には六・四年に一例、中後期には十三・八年に一例となり、春秋前期の中原における滅

國の盛行がより一般的な動向であったことが了解される（八九・九〇頁）と事例数を増やすことで論を補強し、注の中で具体的に「滅」以外の事例として、「入」六例・「遷」三例・「去」一例・「降」一例・「執」一例・「亡」一例・「取」三例といった語句を含む計一六例の記述を取り上げている（九六頁）。しかし、この中で最も事例数の多い「入」については、『左伝』に「凡そ取る」と書するは、易きを言ふなり。大師を用ふるを滅と曰ひ、地もたざるを入と曰ふ」（襄公一三年）とあるように、その土地を保有する意味が含まれていない可能性がある。これに従うならば、領域拡大の証明として「入」を取り上げることが適当でなく、論拠が補強されているとはいえないであろう。

また第二部中篇の第二章第一節で、「國人」の身分を検討する際に、「〔国号〕人」が『君子』『小人』に分割される事例である（二二四頁）として、特に「〔国号〕人」と「小人」との関係を探るわけだが、その際に『左伝』の僖公一五年の「朝國人而以君命賞」という記事を取り上げて、『國人』『衆』が『小人』に相当することがわかる（二二五頁）と指摘する。しかし、氏は「國人」の検討を行うに当たっては、具体的内容は同じとし

ながらも、『國人』と「〔国号〕人」が用いられる場を異にする語彙（二二〇頁）として両者の区別をし、またこの「〔国号〕人」と「小人」との関係を検討した際にも、「次に『國人』について」（二二五頁）と述べ、両者を区別して検討を施していることからすれば、「〔国号〕人」の検討において「國人」の事例を取り上げるのは適当でないように思われる。

先行研究に関して言えば、第二部下篇第三章第三節で、秦における世族の存在を推測した際、林劍鳴氏の秦における世族不在論に対する批判を行っているが、その中で林氏の論点の一つである「秦における『宗法制』の不在」（三九九頁）について、「穆公以前と懷公以降の父子相続以外の事例により、秦では嫡長子相続制が定制になつていなかった」（三九九頁）と紹介した上で、「穆公から躁公に至るまで二世紀あまり、十一世代十君にわたり父子相続に基づく公位継承が継続したという重大な事実を林氏は無視している」（三九九頁）と反論する。しかし、林氏の宗法制というものを著者自身も「嫡長子相続制に基づく公位継承と宗族（国君分族）の重用、すなわち世族化を具体的内容とする」（三九九頁）と解釈していることからすれば、林氏が否定したのは宗法制による

嫡長子相続の定制であり、厳密に言うとは、父子相続まで否定してはいないのではなからうか。確かに林氏も父子相続以外の事例から嫡長子相続の定制を否定しており、その意味で林氏も父子相続 \parallel 嫡長子相続と考えていた可能性は高いが、少なくともこの箇所を批判するのであれば、資料的な問題もあるが、穆公から躁公に至る父子相続が嫡長子への継承ではなかったことを証明した方がより効果的であると思われる。

三点目は、古代史という分野が資料の非常に限定された中での研究であるためやむをえないかもしれないが、いくつかの見解について、論証過程や語句の定義にややあいまいさが残る点である。まず第二部下篇第二章第一節で楚系譜の検討に關わって、周王と楚王との世代数を比較した際、「康王 \rightarrow 景王は二一世代、熊繹 \rightarrow 靈王は一七世代で世代数は合致しないが、王数については、周本紀に見えないものの、『左伝』昭二十六の楚に亡命した王子朝の発言に見える携王を数え、楚世家に見えるが正式の王と認められず『 \times 敖』の諡号を持つ莊敖・邲敖を除けば、康王 \rightarrow 景王は二三王、熊繹 \rightarrow 靈王は二四王となる」(三二八頁)と述べ、ここから初封の君を熊繹に定める。また同篇第三章第一節で秦本紀にみえる惠文王称

王の正当化を示した周太史儋の讖言を検討した際も、「武王・戎胥軒から数えて孝王は第八代、非子は第八世代、顯王は第三二代(周本紀に見えるが、前四四一年の定王卒年のうちに弑殺された哀王・思王を除く)、孝公は第三二世代で周の王数と秦の世代数が合致する」(三八五頁)とし、讖言の中で初封の君とされた非子と戦国期に「致胙」「霸」の主体となる孝公の強調を立証する。確かに数字の上から見ればそれぞれ合致していることはわかるが、数字を合わせるために付加・削除された王の根拠が一定していない点は危ういものを感じるものであり、特に楚の場合の王数の一致はまだ理解できないこともないが、秦の場合は周の \rightarrow 王数 \rightarrow と秦の \rightarrow 世代数 \rightarrow との合致であり、果たしてこれが根拠として成り立つかどうかは疑問に思うところである。

また語句の定義について言えば、第二部下篇第二章で特に検討した「國人」についても、本書に記される \rightarrow 國人 \leftarrow には「國人」・國人・国人の三種類が見られ、特に前二者は第二部下篇の第一章と第二章のみで用いられていることから、『左伝』中の語句として示されている可能性もあるが、「國人」と國人との区別は不明であり、本書全般で用いられる国人との区別を考える上でも、こ

これらの語句の定義が欲しいところである（なお本書評では便宜上、第二部中篇の第一章第二章に関する部分では「國人」、それ以外の部分では國人に統一した）。

このように細かい部分でいくつか気になる点を挙げてみたが、全体的に見た場合、ほとんどの論が政治的あるいは経済的な要因に帰してしまっている点にはやはり物足りなさを感じる。例えば第二部中篇第二章で「國人」の検討をした際、増淵氏の見解に疑問を呈し、春秋時代の私的な人的結合関係が歴史的に新しいものとは言えなと指摘した点について、確かに著者の指摘はある程度首肯できるものではあるが、では、なぜ私的な人的結合関係が従来から存在していた、または存在することができたのか、といった点についての説明はあまりなされていない。このような結合関係が覇者体制の成立以前からそして以後も存在していたとすれば、政治的・経済的以外の要因として、著者による批判はあるものの、やはり高木智見氏が指摘する「祖先」の存在といったような、春秋時代固有の現象が関わっていたのではなからうか。実際に、著者自身も「国君・世族と『國人』との人的結合関係のより本質的な部分は、このような公共的課題を媒介として成立するものとして一般的に規定される」

（二三五頁）と述べ、祭祀・軍事などの春秋期固有の公共的課題を示していることからすれば、やはり特に意識されていたのは、私的な人的結合関係が結ばれた両者が同じ「祖先」を戴くという、高木氏が言うところの「神・人共同体」的な意識が強く働いていたため、覇者体制に関わりなくそのような私的な人的結合関係が存在していたものと思われる。本書は通時的な記述が中心となっているため、その主眼は「先秦史」全体に及ぶと思われがちだが、「西周・春秋・戦国を通時的に理解することによって、春秋期の歴史的な位置はようやく確定されるものとなる」（七・八頁）と述べているように、春秋期の解明にも目的がある以上、政治的・経済的要因だけでは解明のできない、例えば「祖先」觀念のような当時の人々の行動を「内面的」に支えていた部分も合わせて検討してこそ、「春秋期独自の論理が追及」（七頁）されるのではないかと思われるのである。

五

このようにいくつかの疑問を挙げてはみたが、著者が提示した先秦期全体の通時的な理解からすれば、指摘した箇所はあくまで個々の事例の細かい部分や望蜀の言で

あり、その意味で本書は依然として大きな価値を持つものである。なお題名が『中国先秦史の研究』と銘打っているにもかかわらず、殷代やそれ以前の時代が取り上げられていないという声もあるかもしれないが、すでに著者は「夏殷史と諸夏」(『立命館東洋史学会叢書五 中国古代史論叢』三集、二〇〇六年)という論文を発表して、さらに広い視野からの体系的な理解を試みており、いかに著者が壮大な視点から中国古代史の研究を進めているかがうかがわれよう。

地道な細かい基礎作業に裏づけされつつも、「先秦史」の通時的解明という体系的な視点を持った本書というのは、先秦史の研究者ばかりでなく中国古代史、さらには中国史を研究するものにとって非常に有益となる成果であることは間違いない。

『中国先秦史の研究』京都大学学術出版会 二〇〇五年
B5判 五八八頁 定価八五〇〇円。